

<市第122号議案関連資料>

市第122号議案 横浜市いじめ問題対策連絡協議会等条例の一部改正

1 趣旨

横浜市いじめ問題対策連絡協議会等条例（以下、「条例」とします。）により設置されている横浜市いじめ問題調査委員会（以下、「調査委員会」とします。）は、教育委員会によるいじめ重大事態の調査結果について再調査等を所掌する市長部局の附属機関です。教育委員会におけるいじめ重大事態の調査件数が増加傾向にあることから、それに伴い今後、調査委員会に再調査等の諮問が必要となる事案の増加が見込まれます。

つきましては、諮問件数の増加に適切に対応していくため、条例の一部を改正します。

2 改正の概要

(1) 部会の設置

条例により設置されている横浜市いじめ問題専門委員会（教育委員会の附属機関）に部会を置くことができると規定する第15条の2を、第19条に定める調査委員会への準用範囲に含めることで、部会の設置を可能にします。

(2) 委員数の上限を変更

委員数の上限を「15人」から「10人」と読み替える文言を第19条から削除することで、委員定数を最大15人にします。

3 施行期日

公布の日から

4 参考資料

新旧対照表（横浜市いじめ問題対策連絡協議会等条例の一部改正）別紙

横浜市いじめ問題対策連絡協議会等条例（平成26年2月横浜市条例第7号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（準用）</p> <p>第19条 第5条、第8条、第9条及び第12条から第15条までの規定は、調査委員会について準用する。この場合において、第8条中「会長」とあるのは「委員長」と、第9条中「教育委員会事務局」とあるのは「市民局」と、第12条第1項中「15人」とあるのは「10人」と、第12条第2項、第13条第1項及び第2項並びに第15条第1項ただし書中「教育委員会」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。</p> <p>附則(平成29年10月条例第39号) この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>（準用）</p> <p>第19条 第5条、第8条、第9条及び第12条から第15条の2までの規定は、調査委員会について準用する。この場合において、第8条中「会長」とあるのは「委員長」と、第9条中「教育委員会事務局」とあるのは「市民局」と、第12条第2項、第13条第1項及び第2項並びに第15条第1項ただし書中「教育委員会」とあるのは「市長」と、<u>第15条の2第5項中「前条（）」とあるのは「第15条（）」と、「前条第1項本文」とあるのは「第15条第1項本文」と読み替えるものとする。</u></p> <p>附則(平成29年10月条例第39号) この条例は、公布の日から施行する。 <u>附 則（令和 年 月条例第 号）</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>

【参考】横浜市いじめ問題対策連絡協議会等条例（抜粋）

- 第15条の2 専門委員会に、部会を置くことができる。
- 2 部会は、委員長が指名する委員又は臨時委員10人以内をもって組織する。
 - 3 部会に部会長を置き、委員長が指名する。
 - 4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、委員長の指名する部会の委員又は臨時委員が、その職務を代理する。
 - 5 第8条、第14条第3項及び前条（第1項ただし書を除く。）の規定は、部会について準用する。この場合において、第8条中「会長」とあるのは「部会長」と、第14条第3項並びに前条第1項本文及び第3項中「委員長」とあるのは「部会長」と、同条第2項中「委員（特別の事項を調査審議する場合にあっては、そのために置かれた）」とあるのは「部会の委員（当該部会に委員長に指名された臨時委員がある場合にあつては、その）」と、同条第3項中「委員」とあるのは「部会の委員」と読み替えるものとする。
 - 6 専門委員会は、その定めるところにより、部会の議決をもって専門委員会の議決とすることができる。